

和歌山県監査公表第7号

平成22年3月17日付け監査報告第23号の行政監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年3月25日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 尾 崎 太 郎
和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

1 行政監査の対象

試験研究機関における研究成果等について

2 行政監査結果に基づく措置

監査結果及び意見	措置の内容
第6 監査の結果 1 試験研究活動の状況 (2) 試験研究テーマを選定する組織状況 研究評価委員会の構成員は行政関係に限られており、関係団体の参加についても検討する必要があると思われる。 (11) 外部評価の状況 より客観性、透明性のある評価を行うため、特に実用化の状況等の事後評価の拡充を踏まえた評価基準や評価手法、評価組織のあり方等について検討を加える必要があると思われる。 2 試験研究機器について (2) 試験研究機器の利用開放状況 試験研究機器の有効活用という観点から、相互利用や民間への利用開放についても、可能な限り積極的に行われたい。	(環境衛生研究センター) 平成22年12月8日に、関係団体役員や学識経験者等から成る「和歌山県環境衛生研究センター外部評価委員会」を設置し、関係団体等も参加した上で、試験研究テーマを選定することとした。 (環境衛生研究センター) 平成22年12月8日に、関係団体役員や学識経験者等から成る「和歌山県環境衛生研究センター外部評価委員会」を設置し、当委員会が試験研究を評価することとした。 (環境衛生研究センター) 平成22年6月15日に「和歌山県環境衛生研究センター機器使用要綱」を定め、利用開放している。また、センターホームページに使用できる機器の一覧と使用申込書様式等を掲載している。

監査結果及び意見	措置の内容
3 各試験研究機関の課題と意見 (7) 暖地園芸センター 研究成果がどのように農家に還元されているかを常に検証し、普及度の低いものについては、さらに改良を加えながら、研究開発技術のより一層の普及、実用化に努められたい。 (9) 養鶏研究所 研究成果がどのように農家に還元されているかを常に検証し、普及度の低いものについては、さらに改良を加えながら、研究開発技術のより一層の普及、実用化に努められたい。	(農業試験場暖地園芸センター) スターチスの超多収培養苗生産技術の成果に基づき培養条件を変更させ、バイオセンター中津において、スターチスの培養苗生産（平成２２年度以降の植付け苗）に活用され、生産農家に供給されている。 (畜産試験場養鶏研究所) 高品質油脂添加試験については、平成２２年度において成果報告会を３回開催した結果、平成２２年度より新農林水産戦略プロジェクトに取り組む橋本市養鶏農協で、１０月から「採卵鶏へのライストリエノール給与技術」を活用した「オリジナル飼料を使ったこだわり卵の生産」が開始された。